

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)
平成 29 年 12 月 14 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

國民年金關係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700511 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1700042 号

第1 結論

平成 2 年 * 月から平成 3 年 3 月までの請求期間、平成 10 年 4 月から平成 13 年 11 月までの請求期間、平成 14 年 10 月から平成 18 年 12 月までの請求期間及び平成 19 年 7 月から平成 20 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成 2 年 * 月から平成 3 年 3 月まで
② 平成 10 年 4 月から平成 13 年 11 月まで
③ 平成 14 年 10 月から平成 18 年 12 月まで
④ 平成 19 年 7 月から平成 20 年 6 月まで

これまで 4 回、請求期間を含めて 20 歳になった平成 2 年 * 月から、納付書が送付されてきたので、納付書が送付されてくるたびにその納付書を使って毎月きちんと国民年金保険料を納付しており、納付金額は定かではないが納付していたことは間違いないので、請求期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないとして訂正請求を行ったが、訂正是認められないとする通知を受け取った。

しかし、新たな資料等はないが、請求期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。他の公共料金、携帯電話料金と同様に国民年金保険料も、月々ほぼ滞りなく支払ってきた。コツコツと支払ってきたことは確信しているので、再度訂正請求を行った。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、請求者は、請求期間を含めて 20 歳になった平成 2 年 * 月から、国民年金保険料を納付書が送付されてくるたびに、その納付書を使って毎月きちんと納付した旨陳述しているところ、i) オンライン記録によると、平成 2 年 * 月及び平成 19 年 1 月から同年 6 月までの保険料は、いずれも厚生年金保険加入中に重複納付した他の期間の国民年金保険料を充当したことが確認できることから、請求者の主張と符合しないこと、ii) 平成 14 年 10 月 11 日の国民年金被保険者資格取得及び平成 20 年 7 月 1 日の同資格喪失が平成 21 年 2

月 13 日に処理されていることが確認できることから、当該処理時点まで、請求期間③及び④を含む平成 14 年 10 月から平成 20 年 6 月までの期間は、国民年金の未加入期間とされ、納付書が発行されることなく、国民年金保険料を納付することはできないこと、iii) 請求期間は合計で＊か月であり、行政機関がこれほどの長期間の事務処理を誤ったとは考え難いことなどから、既に平成 28 年 8 月 30 日、同年 12 月 21 日、平成 29 年 6 月 8 日及び同年 9 月 15 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

しかしながら、請求者は、これまで 4 回の請求と同じ請求内容で、請求期間を含めて 20 歳になった平成 2 年＊月から、納付書が送付されてきたので、納付書が送付されてくるたびにその納付書を使って毎月きちんと国民年金保険料を納付していたと主張して、5 回目の訂正請求を行っているものである。

今回、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。